

あなたのどばに人権相談員がいます!!

発行人 牧坂秀敏・小宮 豊

人権プラザ便り[結い]

(公財)東京都人権啓発センター 〒111-0023 台東区橋場 1-1-6 TEL 03-5808-9682 (直通)

ひきこもり、精神疾患、認知症など社会的な困難 に向き合い、その人の尊厳を実現するために……

アトピーで苦しむ、引きこもりの

家族から

引きこもりの家族についての相談ですが、直接には、「この1カ月ほど、様子がおかしい。元気がなく、アトピー性皮膚炎が悪化して、全身をかきむしり、苦しんでいる。いままで、家族以外に相談してこなかったが、自分もストレスがたまっておかしくなりそうだ」と相談に来られました。引きこもって数年が経ちますが、親のほうは「引きこもりの親の会」や精神科医の勉強会などに顔を出したり、保健所に相談して「ひきこもりの相談機関」を紹介され、相談にも行ったりしました。

しかしながら、相談をきっかけに直接的に支援 の体制が取られた形跡はありません。状況は変わ ることなく、引きこもりの歳月が積み重なるばか りでした。

自ら受診できれば苦労はない

今回の場合、身体状態が深刻ですので、なによりも悪化しているアトピー性皮膚炎の改善をはかり、本人自身が地獄の苦しみから抜け出すことが先決です。そこで、まず最寄りの皮膚科に相談することをすすめました。ところが、予想されたことではありますが、「連れて来なくてはわからない」と判で押したような反応です。引きこもっている患者が自ら受診するのであれば、苦労しません。一つの病院ではなく、インターネットで調べた区内近隣の皮膚科の病院の情報も提供しました。もう一つは、入院治療も検討したほうがいいと、

それが可能な病院も探しました。どんな治療方針をもって臨んでいるかがわかるように、実際に入院治療を受けた患者の声も含めて情報収集をします。そうすることで、家族のみならず本人が選択し判断できると考えたからです。

「アトピー」について調べていくなかでわかったことですが、「アトピー」が引き金で「引きこもり」になった若者が少なくありません。

◇必要な「寄り添う相談支援」◇

近年、ひきこもりの当事者や家族への支援が打ち出され、相談窓口が設置されていますが、一人ひとりのひきこもりのきっかけとその後の経緯、置かれている状態などそれこそ千差万別。

今回の相談事例は、これからどのような支援の かたちになるのか定かではありません。しかしな がら、状況の変化に適切に対応できる柔軟でしな やかな支援の体制が、一人の引きこもり者へのき

「ひきこもり支援などの指針」

2010年5月 厚生労働省 公表

正式名称は「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」。そのなかで、現在引きこもりの状態にあるこどもがいる世帯は、全国で約26万世帯と推計しています(2006年3月末現在)。ちなみに、「全国引きこもりKHJ親の会」のホームページには170万回以上ものアクセスがあります。その数の多さに圧倒されます。

ガイドラインは、「不登校・ひきこもりの支援はまだ 未確立な部分をたくさん含んだ課題であり、今後も支援 の体系がもっている不備を改善していくこと」と十分な 支援にない現状を指摘しています。 めこまかい支援をとおして構築されることを切に 願っています。

訪問して聞けた「母の思い」

--息子の自立と精神医療の問題

引っ越しを訴えておられたDV被害者の悦子さん(仮名)を訪問しました。引っ越しについては、慎重に考えています。「私一人の問題ではない。私がいなくなっても、息子が一人で生きていけるようにしておきたい」という思いが強いのです。だから、「悩んでいます」(悦子さん)と。

同行した生活保護の担当者は、「忘れてはならないのは、息子さんの思い。これがいちばん。本人が引っ越したいのかどうか。今、移せる状況にあるのかどうか」とアドバイスします。

それがいちばん気がかりなことで、今回の訪問 で確かめたかった点です。訪問した当日、息子さ んは「具合が悪い」と隣の部屋で休んでおり、話 すことはできませんでした。

精神医療の場合、「合う」病院が重要

現在、かかりつけの病院の主治医については、「息子は『合っている』といいます」(悦子さん)。 しかし、引っ越しする際には病院を変わらざるを 得ません。精神医療の場合、病状次第ではどこの 病院でも構わないというわけにはいきません。彼 に合う病院を探す必要があります。「息子の病気と 家賃のことが気がかりなので、あまり結論を急が ないですすめたい」(悦子さん)と最後に明言。

実際に訪問してよかったのは、悦子さんたちの 生活の様子や人となりを見ることができました。 それと、悦子さんの考え(思い)を生活保護の担 当者と聞くことができ、また引っ越しについては 「じっくりとやっていきたい」という思いを確認 することができました。

三者で話をしたことで、話の内容について受け 止め方や解釈がちがうということは起こりにくい と思われ、これからのやりとりがスムーズに行く のではないかと期待できます。

継続的なサポートが必要

ところで、A市からB市に引っ越す場合、生活保護の受給者はA市の生活保護の担当者からB市の担当者に引き継がれます。その時期はいつごろになるのかといえば、あくまでも引っ越しをする段取りが整ったときです。

ということは、それまでに息子さんの病院探しなども含めて自力でやらざるを得ないのが現実です。精神保健との関わりで、保健師などによる病院探しなども含めた継続的なサービスは望むべくもありません。

引っ越すとなると、悦子さん親子への出来る限りの継続的なサポートが必要になります。じっくりとやっていきたいと思います。

●「連れ合いが認知症になった!」(詳細は次号)

「連れ合いが認知症になったとき、あなたはどのように接しますか? どんな介護を求めますか?」

私が認知症のデイサービスをやっていたとき、 介護する家族を支援することを兼ねて、「家族懇談 会」を定期的に行っていました。その中で話され た娘さんの話を紹介します。

「傍目には普通にみえる認知症の父。『そんなにおかしいと見えないよ』と言われると考えすぎかなと思います。でも、やっぱり家族は『おかしい』と悩んでいる。その落差が大きいです。介護の二文字が重たいです。私の友人たちも介護を必要とする人をかかえています。情報交換したり、時には落ち込んだ気持ちを聞いてもらったり、『がんばっているじゃない』、『SOSはいつでも』と励ましあっています。介護する側に支えてくれる人がいないと持ちこたえられません」と介護者の心情を吐露されました。

介護する人への心のケアがとても大事なのです。

